

# 経営相談 Q & A

## 小規模企業共済制度について

### Q

私は従業員を雇わず個人で金属製品を製造する者です。30歳で仕事を始めて10年経ち、現在40歳です。今はまだ早いのですが、高齢になって廃業した後の生活が不安なことから、事業がうまくいっているこの時期に何か準備ができないかと考えています。アドバイスをお願いします。

### A

小規模企業の個人事業主（含む共同経営者）または会社等の役員が事業をやめたり、退職したりした場合には、その後の安定的な生活を支えるための資金が必要です。そういったニーズに応えるため、国が全額出資する独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営しているのが小規模企業共済制度です。

### 1. 小規模企業共済とは

小規模企業の経営者や役員が、廃業や退職後の生活資金などを積み立てにより確保する「退職金制度」です。

2017年3月現在、約133万人が加入しています。

### 2. 制度の概要

#### ●対象者

- ・常時使用する従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除くサービス業および商業では5人）以下の個人事業主又は法人等の役員
- ・上記の個人事業主の経営に携わる共同経営者
- ・事業に従事する組合員が20人以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員
- ・従業員5人以下の士業法人（弁護士・税理士等）

#### ●掛金

掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。また、加入後はいつでも増額・減額ができます。掛金は前納でき、前納すると、一定割合の前納減額金を受け取ることができます。払い込みは預金からの

口座振替で、月払い、半年払い、年払いから選択します。

#### ●受け取り方法・パターン

満期や満額はなく、事業の廃業時や退職時等に一括または分割で受け取ることができます。なお、受取りは請求事由に基づき共済金A、共済金B、準共済金、解約手当金の4つの種類があります。

#### 請求事由による共済金の種類

##### 【個人事業主】

共済金等の種類	請求事由
共済金A	・個人事業を廃業 ・共済契約者が死亡
共済金B	・老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を納付）
準共済金	・個人事業を法人成りした結果、加入資格を喪失
解約手当金	・任意解約 ・機構解約（掛金を12か月以上滞納） ・個人事業を法人成りした結果、加入資格は喪失しないが解約

##### 【法人の役員】

共済金等の種類	請求事由
共済金A	・法人が解散
共済金B	・病気、怪我の理由により、または65歳以上で役員を退任した場合 ・共済契約者が死亡 ・老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を納付）
準共済金	・法人の解散、病気、怪我以外の理由により、または65歳未満で役員を退任
解約手当金	・任意解約

##### 【共同経営者】

共済金等の種類	請求事由
共済金A	・個人事業主の廃業に伴い、共同経営者を退任 ・病気や怪我のため共同経営者を退任 ・共済契約者が死亡
共済金B	・老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を納付）
準共済金	・個人事業を法人成りした結果、加入資格を喪失
解約手当金	・任意解約 ・機構解約（掛金を12か月以上滞納） ・共同経営者の任意退任 ・個人事業を法人成りした結果、加入資格は喪失しないが解約

#### ●申込手続き

最寄りの商工会、商工会議所や金融機関で受け付けます。

### 3. メリットとデメリット

#### ●メリット

- ①掛金は全額を「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。
- ②20年（240か月）以上積み立てると、請求事由にかかわらず掛金の「100%以上の給付」が見込めます。
- ③分割で受け取る場合には公的年金と同様に雑所得扱い、一括受け取りの場合には退職所得扱いとなり、いずれも所得控除の対象となります。
- ④納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等を借り入れることができます。担保・保証人は不要です。

#### 【貸付の種類】

一般貸付け、緊急経営安定貸付け、疾病災害時貸付け、福祉対応貸付け、創業転換時・新規事業展開等貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付けの7種類。

- ⑤共済金等の受給権は差押えが禁止されていますので、将来の安心をしっかりと守ることができます。

#### ●デメリット

- ①掛金納付月数が一定期間未満（※）の場合は、掛け捨てとなります。  
※共済金 A・B は6か月未満、準共済金、解約手当金は12か月未満の場合。
- ②掛金納付月数が240か月（20年）未満の場合、解約手当金として受取ると受取金額が掛金合計額を下回ります。

### 4. 各種金額の試算

#### ■節税額

課税所得別、掛金月額別にみた節税額は以下の通りです。

#### 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税所得	掛金月額			
	1万円	3万円	5万円	7万円
200万円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

※税額は、平成29年4月1日現在の利率に基づく。所得税は復興特別所得税を含め計算。

#### ■請求事由別受取額

月額1万円で試算した共済金の種類ごとの受取金額は以下の通りです。

#### 受取金額一覧表（月額1万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円
	税法上の取扱い	退職所得扱い	退職所得扱い

掛金納付年数	掛金合計額	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	600,000円	掛金納付月数に応じ、掛金合計額の80%~120%相当額。掛金納付月数が240か月（20年）未満の場合、掛金合計額を下回る。
10年	1,200,000円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	3,832,740円	
	税法上の取扱い	退職所得扱い	一時所得扱い

※受取額は、毎年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が毎年度定める率により算定される付加共済金がある場合には、その金額が加算されます。

#### ■モデル計算例

課税所得金額 400万円、月額 3万円の掛金を15年間納付し、共済金 A を受け取った場合

●節税額：109,500円×15年＝1,642,500円

●受取額：6,033,000円（2,011,000円×3）

●納付額：30,000円×180月＝5,400,000円

∴6,033,000円－5,400,000円＋1,642,500円  
＝2,275,500円

※一括受取の場合、退職所得扱い

※詳しくは中小機構 HP をご参照ください。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

（丸尾尚史）